

「新編 現代の国語 教授資料／現国 710」更新のお知らせ

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京証券取引所の再編に伴い、次のように本書の記述を変更いたします。

ご指導の際にはご留意を賜りますようお願い申し上げます。

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
【2分冊】 134	下段 「語句解説」 14 東証一部上 場の大企業	<p>14 東証一部上場の大企業〔注③東証一部上場―東京証券取引所の市場第一部で株式などを売買の対象にすること。東京・名古屋の二取引所では、一般に初めて上場が承認された会社は、まず第二部に指定され、その後資格を満たすと第一部に上場できる。〕東京証券取引所の市場第一部で株式などを売買の対象とする大企業。株式とは株式会社を構成する単位である。株主は会社の出資者として株式を所有し、その会社の所有権の一部を持つ。したがって、株式会社が自社の株を市場に上場すると、不特定多数の者がその会社の所有権を持つことになる。株価は、その企業の株式の需要と供給によって</p>	<p>14 東証一部上場の大企業〔注③東証一部上場―東証一部とは、東京証券取引所における二〇二二年四月三日までの市場区分の一つ。上場とは、証券取引所で株式などを売買の対象にすること。東京・名古屋の二取引所では、一般に初めて上場が承認された会社は、まず第二部に指定され、その後資格を満たすと第一部に上場できる。〕株式とは株式会社の資本を構成する単位である。株主は会社の出資者として株式を所有し、その会社の所有権の一部を持つ。したがって、株式会社が自社の株を市場に上場すると、不特定多数の者がその会社の所有権を持つことになる。株価は、その企業の株式の需要と供給によって決まる。したがって、株価は一般に、その企業の将来性を反映するものとなる。株式の上場には、株式の時価総額、発行済み株式数をはじめ、株主数、株主資本の額、利益の額など詳細な基準が設けられており、それらの審査をクリアし、金融庁の承認を得る必要がある。本文発表当時、東証には異なった基準値によって一部と二部が設定されており、二部上場後に一部に指定替えすることもあった。いずれにせよ、上場企業とは、資金と自社の評価を社会一般に求めることになり、そのような力量を持つ企業は多くの場合、大企業と言われる会社である。</p>

※お持ちの刷では、上記の訂正内容が修正済みの場合がございます。

以上